

## 渡嘉敷村景観条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
  - 第2章 景観計画及びこれに基づく措置（第7条―第13条）
  - 第3章 事前協議等（第14条）
  - 第4章 行為の届出等（第15条―第22条）
  - 第5章 景観重要建造物等（第23条）
  - 第6章 景観農業振興地域整備計画（第24条）
  - 第7章 景観むらづくり推進のための仕組み（第25条―第29条）
  - 第8章 景観むらづくりの推進体制（第30条―第33条）
  - 第9章 雑則（第34条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本村の多様な景観資源を守り・育て・創造し、良好な景観を次世代に継承するために必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、村民参加の下、豊かな地域資源が永遠にまもられ、住むひと、訪れるひと、幸せを実感できる景観むらづくりの実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるものほか、法において使用する用語の例による。

- （1）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （2）工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。
- （3）村民 村内に住所を有する者及び村内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。
- （4）事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

#### （基本理念）

第3条 ケラマブルーと称される美しい海に囲まれ、多くの島々から構成される本村の自然景観は世界的に誇れる風景であり、また厳しい島嶼環境で培われてきた固有の文化、風

土等は、本村のむらづくりの原動力として持続的に発展を支えるものであり、村民共有のかけがえのない財産である。この豊かな財産を次世代に継承することは村民一人ひとりの責務であり、私たちに課された使命である。住むひとも、訪れるひとも、幸せを実感できる景観むらづくりを実現するため、行政、村民及び事業者が協働で景観むらづくりに取り組まなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、景観むらづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 村は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、村民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 村は、村民、事業者等の景観むらづくりに関する意識を高めるとともに、景観むらづくりに関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、自らが景観むらづくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に地域の景観むらづくりに努めなければならない。

2 村民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び村との協働による景観むらづくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの業務が景観むらづくりに影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、積極的に景観むらづくりに努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、村民及び村との協働による景観むらづくりの施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観計画及びこれに基づく措置

(景観計画の策定)

第7条 村長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観むらづくりを総合的かつ計画的に推進するため、渡嘉敷村景観計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

(景観計画策定の手続)

第8条 村長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、渡嘉敷村景観計画策定委員会の意見を聴かななければならない。

2 景観計画を変更するときは、渡嘉敷村景観審議会の意見を聴かななければならない。ただし、軽微な変更については、適用しない。

(村民等による計画の提案)

第9条 法第11条第1項の規定により、法第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて、0.5ヘクタール以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする

対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、一人で、又は数人が共同して、村長に対し、景観計画の策定又は変更を提案できるものとする。この場合において、提案する団体等は当該区域の景観計画提案に係る素案を添えなければならない。

2 法第 11 条第 2 項の規定により、景観むらづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人及び一般社団法人若しくは一般財団法人は、村長に対し、景観計画の策定又は変更を提案できるものとする。

3 前 2 項の規定による提案は、法第 11 条第 3 項の規定に定めるところにより行うものとする。

（準景観地区の指定）

第 10 条 村長は、景観計画が定められている区域のうち、特に重要な区域について、その景観の保全を図るため、法第 74 条の準景観地区を指定することができる。

2 村長は、法第 74 条の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、渡嘉敷村景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観計画への適合）

第 11 条 本村で建築行為等を行おうとする者は、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

（国、県等に対する協力要請）

第 12 条 村長は、国、県等が実施する公共事業、電力会社等が実施する公益事業等については、村と共通の理念と目標を持って景観むらづくりを進めるよう、協力を要請することができる。

（既存建築物等への助言、指導及び勧告）

第 13 条 村長は、既存の建築物、工作物、屋外利用、空き地、その他の対象について、その外観等が著しく景観を阻害すると認められるものについては、必要な措置を講ずるよう助言、指導及び勧告することができる。

2 村長は、前項の勧告を行おうとするときは、渡嘉敷村景観審議会の意見を聴かなければならない。

### 第 3 章 事前協議等

（事前協議）

第 14 条 景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出の前に村長に対して事前協議を行わなければならない。

2 村長は、前項の規定による協議を行うに際して、行為を行おうとする者に対し、助言及び指導することができる。

#### 第4章 行為の届出等

##### (届出を要する行為)

第15条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は村長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

##### (届出を要しない行為)

第16条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号の届出を要する行為で、規則で定めるもの。

(2) 通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの。

##### (特定届出対象行為)

第17条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

##### (助言及び指導)

第18条 村長は、行為の届出又は変更があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものとする。

##### (勧告、命令及び公表)

第19条 村長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは同条第5項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

##### (要請)

第20条 村長は、景観計画区域内の建築物、工作物、農地、空き地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

##### (塗装行為の承認)

第21条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出若しくは第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る塗装行為その他建築物等の色彩に影響を及ぼす工事について、事前に村長の承認を得なければならない。

##### (完了届)

第22条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出若しくは第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了したときは、完了後7日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

## 第5章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定及び解除)

第23条 村長は、法第19条第1項の景観重要建造物又は同法第28条第1項の景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、渡嘉敷村景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

## 第6章 景観農業振興地域整備計画

(景観農業振興地域整備計画の策定及び変更)

第24条 村長は、法第55条第1項の規定により景観農業振興地域整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、渡嘉敷村景観審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、景観農業振興地域整備計画の変更について準用する。

## 第7章 景観むらづくり推進のための仕組み

(普及啓発)

第25条 村長は、村民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(相談制度)

第26条 村長は、良好な景観むらづくりに寄与すると認められる行為をしようとする者の技術的な相談に応えるため、第32条に規定する景観アドバイザー等の専門家の派遣又はあっせんを行うことができる。

(関連制度との連携)

第27条 村長は、良好な景観むらづくりの実現を目指すために、都市計画、観光、産業、文化、その他景観むらづくりに関連する分野との連携を強化し、関連する制度や施策等の活用に努めなければならない。

(表彰)

第28条 村長は、景観むらづくりに寄与すると認める活動の計画について、その活動の計画を提案した個人又は団体を表彰することができる。

2 村長は、景観むらづくりに寄与している建造物等について、その所有者及び設計者等を表彰することができる。

(助成)

第29条 村長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その活動に要する経費の全部又は一部を助成することができる。

## 第8章 景観むらづくりの推進体制

### (景観審議会の設置)

第30条 村長は、良好な景観の形成を推進するため、渡嘉敷村景観審議会を設置する。

2 景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (協議会の設置)

第31条 村長は、景観むらづくりの推進を図るため、村民、事業者等と協議を行う必要があると認めるときは、法第15条第1項に規定する協議会を設置することができる。

### (景観アドバイザー)

第32条 村長は、良好な景観の形成を推進するため、景観むらづくりに関する調整事項について、技術的指導、助言等を行う者として、景観アドバイザーを置くことができる。

### (景観むらづくり活動団体の認定)

第33条 村長は、良好な景観むらづくりの主体として取り組む団体で、規則で定める要件を満たすものを景観むらづくり活動団体（以下「活動団体」という。）として認定することができる。

2 活動団体の認定を受けようとする団体は、村長に申請しなければならない。

3 村長は、活動団体が第1項の要件に該当しなくなつたと認めるとき、又はその他活動団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 村長は、活動団体の認定又は認定の取り消しをしようとするときは、あらかじめ、渡嘉敷村景観審議会の意見を聴かなければならない。

## 第9章 雑則

### (委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例は、施行の日以後に工事の着手があつたものから適用し、施行の日前に工事の着手があつたものには適用しない。

別表第1（第15条関係）

対象となる行為	対象となる規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※】	○建築基準法第6条第1項に定める建築物 ○上記に係る建築物の外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の1/2を超えるもの
2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※】	○建築基準法第88条、同法施行令第138条に定める工作物 ○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の1/2を超えるもの
3) 開発行為	○土地の面積が50㎡を超えるもの若しくは高さ1.5mを超えるのり面が生じるもの
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	○土地の面積が50㎡を超えるもの若しくは高さ1.5mを超えるのり面が生じるもの
5) 木竹の伐採	○全て。但し、枯損した木竹や危険な木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く
6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積の高さが3.0m以上若しくは土地の面積が50㎡以上で、堆積の期間が90日以上のもの
7) 特定照明（ライトアップなど）	○夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方法の変更

※特定届出対象行為⇒景観法第17条第1項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。（変更命令）